### 居宅介護支援事業に関する基準の条例制定について

### 1 経過及び趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、これまで厚生労働省令等で定められていた居宅介護支援に関する基準について、指定都市等において条例で定めることとなった。これに伴い、仙台市介護保険条例を改正し基準を定めるもの。

### 2 対象となる基準

○指定居宅介護支援事業所の基準

		省令*の条項	
従うべき基準	人員	1人以上の介護支援専門員であって常勤であるものの配置 ※員数の標準は利用者の数が35又はその端数を増すごとに1	第2条
		常勤で介護支援専門員である管理者の配置。 当該事業所の介護支援専門員及び同一敷地 内他事業所の職務と兼務可。	第3条
	運営	運営規程等の重要事項の説明・同意 基本方針の説明・理解	第4条第1項・第2項
		提供拒否の禁止	第 5 条
		秘密の保持 秘密の漏えい防止のための必要な措置 個人情報を利用する場合の同意	第23条
		事故発生時の連絡,必要な措置,記録,損害 賠償	第27条
き基準	運営	上記以外の基準 (管理者の責務,運営規程,勤務体制の確保, 苦情処理,記録の整備等)	第6条~第22条 第24条~第26条 第28条・第29条

<sup>\*</sup>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(平成11年厚生労働省令第38号)

#### <従うべき基準>

条例の内容を直接的に拘束する,必ず適合しなければならない基準であり,当該基準 に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの,異なる内容 を定めることは許されないもの

#### <参酌すべき基準>

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

### 3 条例化にあたっての考え方

#### (1) 基本的な考え方

これまでの指定居宅介護支援事業所において、現行の基準に基づいた人員の配置、設備の整備及び運営による支障は特に認められないことから、<u>条例で定める</u>内容は、基本的に現行の基準どおりとする。

#### (2) 本市独自基準として定める事項及びその理由

文書の保存期間について、厚生労働省令で定める基準上2年とされているものの一部を5年に変更するとともに、保存期間の定めのない文書の一部の保存期間を5年とする基準を新たに設ける。

### <厚生労働省令>

## 保存期間 保存すべき記録等 ①サービス事業者等との連絡調 整に関する記録 ②居宅介護支援台帳 ③利用者が指示に従わなかった 場合等の市町村への通知に係 2年 る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故が発生した場合の事故状 況及び事故に際して採った処 置についての記録 【従業者,設備,備品及び会計に関する諸記録】 保存期間の規定はないが,事業者が整備して おかなければならないこととされている。

## <本市基準案>

	保存期間	保存すべき記録等
	- <del>-</del>	①サービス事業者等との連絡調
	<u>5 年</u> (現行 2 年	整に関する記録
	から延長)	②居宅介護支援台帳
		③利用者が指示に従わなかった
		場合等の市町村への通知に係
	2年	る記録
/	(現行の	④苦情の内容等の記録
	とおり)	⑤事故が発生した場合の事故状
		況及び事故に際して採った処
		置についての記録
		⑥従業者の勤務体制についての
	<u>5 年</u>	記録
>	(新規に規定)	⑦介護報酬を請求するために,
		審査支払機関に提出したもの

#### 【独自基準を定める理由】

次の理由により独自基準を定める。また、この規定により既に条例化されている他のサービスの基準との整合を図る。

- ○事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになったとき,市はそ の介護報酬の返還請求をすることになる。
- ○返還請求の時効は地方自治法により事業者が介護報酬を受け取ってから5年。 これに対して各種文書の保存期間は2年となっている。
- ○このため、監査を実施しても事業所に検査に必要な文書が残されておらず、 不適正な介護報酬の返還を請求できない場合もあり得る。
- 〇以上を踏まえ、サービス事業者等との連絡調整に関する記録、居宅介護支援 台帳の保存期間を2年から5年に延長するとともに、従業者の勤務記録及び 介護給付費の請求明細に係る文書の保存期間を新たに5年と定める。

# 4 パブリックコメントの実施

基準の条例化について, 下記によりパブリックコメントを実施

(1) 意見募集期間

平成 26年11月10日から平成26年12月9日までの1か月間

(2) 広報等

仙台市ホームページへの掲載等により周知

(3) 意見の聴取方法

郵送,ファックス又は電子メール